

公立大学法人公立鳥取環境大学事務職員の再雇用に関する規程

平成26年3月31日
鳥取環境大学規程第18号

(趣旨)

- 第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)
第21条の規定により、公立大学法人公立鳥取環境大学(以下「法人」という。)に再雇用された事務職員(以下「再雇用職員」という。)の就業等に関して、必要な事項を定めるものとする。
- 2 再雇用職員の就業等に関して、この規程及びこれに係る諸規程に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係法令及び法人の他の規程の定めるところによる。

(規則の遵守)

- 第2条 法人及び再雇用職員は、この規程を遵守し、その誠実な履行に努めなければならない。

(再雇用職員の区分)

- 第3条 この規程において、再雇用職員とは、次に掲げる職員をいう。
- (1)再雇用職員(一般) 勤務時間が1日7時間45分及び1週間38時間45分で勤務する者をいう。
- (2)再雇用職員(非常勤) 勤務時間が1週間あたり28時間45分以上で勤務する者をいう。

(再雇用の申し出、協議)

- 第4条 再雇用の対象者が再雇用を希望する場合は、原則として定年退職日の10月前までに、法人が行う意向調査において、その旨を申し出るものとする。
- 2 法人は、前項の規定により再雇用の希望を申し出た職員に対し、原則として定年退職日の3月前までに再雇用に係る勤務条件を提示し、協議を行うものとする。

(再雇用職員の雇用期間)

- 第5条 再雇用職員の雇用期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間を超えない範囲内で定めるものとする。

(試用期間)

- 第6条 再雇用職員には、試用期間を設けないものとする。

(雇用期間の更新)

- 第7条 法人は、第5条に定める再雇用職員の雇用期間又はこの項の規定により更新された再雇用職員の雇用期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

(雇用期間の末日)

- 第8条 第5条及び前条に定める雇用期間の末日は、再雇用職員が年齢65歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

(退職)

- 第9条 再雇用職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日をもって退職とし、再雇用職員としての身分を失う。
- (1)退職を申し出た場合 法人が承認した日
- (2)死亡した場合 死亡の日
- (3)雇用期間を満了した場合 雇用期間満了の日
- (4)法人の専任役員に就任した場合 就任日の前日

(給与)

第10条 再雇用職員の給与は、公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程に規定する給料及び手当とする。

2 前項により再雇用職員（一般）に支給する手当は、管理職手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、管理職員特別勤務手当及び施設管理手当とする。

3 第1項により再雇用職員（非常勤）に支給する手当は、通勤手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当とする。ただし、通勤手当については勤務日数により別に定める。

（退職手当）

第11条 再雇用職員には、退職手当は支給しない。

（懲戒）

第12条 再雇用職員の定年退職となった日までの引き続き事務職員としての在職期間中の行為が、就業規則第64条に規定する懲戒の事由に該当する場合は、法人は、これに対して懲戒に処することができる。

（就業規則の準用）

第13条 再雇用職員の就業に関する事項については、この規程に定めるもののほか、就業規則を準用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第32号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。